

**離縁の際に称していた氏を称する届の記入例**

(戸籍法73条の2の届)

(養子離縁届と同時に届け出る場合)

離縁の際に称していた氏を称する届  
(戸籍法73条の2の届)

届出する年月日を記入してください。

平成 年 月 日 届出

滋賀県東近江市 長殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日						
第 号							
送付 平成 年 月 日	表印						
第 号							
官報調査	戸籍記載	記載調査	印	査	査	査	査

現在(離縁前)の氏名を書きます。

(1)	(よみかた) 離縁の際に称していた氏を称する人の氏名	ひがしおうみ 太郎 氏 名	たろう 名	昭和50年5月1日生
(2)	住所	滋賀県近江八幡市桜宮町236		
(3)	(住民登録をしているところ) 世帯主の氏名	しが けんいち 滋賀 健一		
(3)	本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10		
(4)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏) 現在の氏(離縁前) 東近江	変更後(離縁の際に称していた氏) 変更後の氏(縁組中) 東近江	ひがしおうみ
(5)	縁組年月日	平成8年10月12日		
(6)	離縁年月日	平成21年7月3日		
(7)	離縁の際に称していた氏を称した後の本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236		
(8)	その他	協議離縁のときは届出日 裁判離縁のときは ・審判または判決の確定日 ・調停または和解の成立日 ・請求の認諾の日		
(9)	届出人 署名押印 (変更前の氏名)	現在(離縁前)の氏名で署名押印します。 東近江 太郎		

現在(離縁前)の本籍・筆頭者氏名を書きます。

変更後(離縁後)の本籍をどこに定めるかを書きます。

変更後(離縁後)の本人の氏名を書きます。

養子縁組届出の年月日を記入します。

縁組の日から離縁の日まで7年を経過していないといけません。

捨印

東近江

協議離縁のときは届出日  
裁判離縁のときは  
・審判または判決の確定日  
・調停または和解の成立日  
・請求の認諾の日

届出できるのは15歳以上の本人のみです。(15歳未満の方はたとえ法定代理人であっても代わってすることはできません。)

提出期間は、離縁の日から3カ月以内に限られます。また、家庭裁判所の許可も必要としません。

連絡先	電話 (0748) 24 1234 番
	自営・勤務先呼出 方

養子離縁届出でいったん縁組前の氏に戻った方が、3ヶ月以内に73条の2の届を提出する場合

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

養子離縁届により、養子縁組前の氏に戻っているので、変更後の氏の欄以外は縁組前の氏を記入し、署名も縁組前の氏で署名してください。